

稚内市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（案）の概要

1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」により、社会保障・税番号制度が始まりました。

個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）は、国の行政機関や市町村等が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になるもので、行政手続の簡素化による国民の利便性の向上や行政の効率化、本当に困っている方へのきめ細やかな支援など、公平・公正な社会を実現しようとするものです。

平成28年1月以降、国の行政機関や市町村等は、番号法で規定される社会保障・税・災害対策の分野で事務を行います。

なお、マイナンバーは、法律で定められた目的以外での使用や他人への提供は禁じられています。

2 条例改正の考え方

番号法では、マイナンバーの利用やマイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）の利用と提供についての制限を定めており、次の場合は、条例によりマイナンバーの利用等について規定する必要があります。

① 庁内での利用について

番号法別表第2に掲げる事務を処理するために必要な特定個人情報で市長または教育委員会との間における特定個人情報の提供を行う場合には、番号法第19条第9号の規定に基づき、条例により規定します。

② マイナンバーの独自利用について

番号法第9条第1項においては、法別表に掲げる事務についてマイナンバーを利用することができますが、番号法第9条第2項の規定に基づき、地方公共団体が地域の実情を踏まえて条例で定める場合には、独自でマイナンバーを利用することができることとなっています。

番号法に定められていない事務であっても、社会保障・税・災害対策の分野において、条例に規定することで、独自にマイナンバーを利用することができます。

稚内市はすでに①の庁内での法別表の情報連携については、条例を制定しており、今回、新たに②の市独自のマイナンバーの利用について、条例に規定するものです。

3 改正(案)の概要

① マイナンバーの利用範囲

番号法第9条第2項の規定に基づき、条例の別表に掲げる範囲でマイナンバー及び特定個人情報を利用することができるものとします。

現在、稚内市が検討しているものは、①重度心身障害者医療費助成、②乳幼児医療費助成、③ひとり親家庭等医療費助成、④生活に困窮する外国人に対する生活保護に準じた措置、⑤公営住宅法のその他住宅に関する事務、⑥介護サービス等利用者負担軽減に関する事務、⑦介護サービス等の給付に関する事務において、マイナンバーを利用するとともに、地方税および住民票などに関する情報を利用するものです。